

第82回九都県市首脳会議

報告事項

令和4年10月

目 次

I 検討状況の概要

- ① 首都圏問題についての検討状況の概要 4
- ② 廃棄物問題についての検討状況の概要 5
- ③ 環境問題についての検討状況の概要 7
- ④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要 11
- ⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要 12

II 検討状況に係る資料

1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

(別添1) 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書

(別添2) プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について意見書

2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

(別添3) 廃棄物問題検討委員会 事業取組結果

3 環境問題についての検討状況に係る資料

(別添4) 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

(別添5) 地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

(別添6) 脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

(別添7) 大気保全専門部会 事業取組結果

(別添8) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

(別添9) 水質改善専門部会 事業取組結果

(別添10) 緑化政策専門部会 事業取組結果

(別添11) 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

4 防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料

(別添12) 提案書（地震防災対策等の充実強化）

(別添13) 提案書（国民保護の推進）

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料

(別添14) i-Construction に関する検討会 取組結果の概要

(別添15) 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保に関する検討会 検討状況の概要

I 検討状況の概要

① 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を把握するため、情報の収集や共有を行った。</p> <p>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を把握するため、国から情報収集等を行った。 また、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月18日に要望を行った。 その内容は、別添1のとおりである。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月18日に意見書を提出した。 その内容は、別添2のとおりである。</p>	<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、国との意見交換を行うなど、引き続き首都圏の再生に向け、共同の取組を進める。</p> <p>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、情報収集に努めるなど、引き続き東京圏の地域の中核となる都市の育成整備等に向け、共同の取組を進める。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>国の対応状況を踏まえ、情報収集に努めるなど、引き続きプレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、共同の取組を進める。</p>

② 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 減量化・再資源化の促進について 概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(1) 持続可能な資源利用促進事業 ア 「チャレンジ省資源宣言」事業を広く周知し、消費者の資源利用に係る意識の向上を図るため、宣言事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発を行った。 イ 食品ロスの現状や課題について広く周知するため動画を活用した啓発を行うとともに、消費者の具体的な行動転換を図るため事業者と連携し、てまえどりキャンペーンを実施した。</p> <p>(2) ウェブサイト等管理運営事業 当委員会の取組や域内の廃棄物関連の情報を発信することで、域内住民一人ひとりの環境行動の契機となるよう、ウェブサイトの管理運営を行うとともに、SNSを活用した広報を行った。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 リサイクル関連法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。</p> <p>2 適正処理の促進について 概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(1) 廃棄物の適正処理啓発事業 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に向け広告媒体を作成し、ウェブ上で効果的な周知・啓発を行った。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業 廃棄物の適正処理を推進するため、事業者向けのウェブサイトの情報を更新した。</p>	<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 持続可能な資源利用促進事業 ア 引き続き、協力事業者と連携し消費者の資源利用に係る意識向上を図るとともに、アンケートで得た消費者の意見等を事業者にも共有することで、事業者の取組促進を図る。 イ 引き続き、九都県市域内における食品ロス削減に向けた行動の浸透と定着を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。</p> <p>(2) ウェブサイト等管理運営事業 引き続き、域内住民に対して訴求力の高い広報を目指し、九都県市での情報共有及び情報発信を行っていく。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 検討した要望事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p> <p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) 廃棄物の適正処理啓発事業 PCB廃棄物の期限内処理促進に向けた普及啓発に係る取組を引き続き実施するとともに、廃棄物の適正処理に係る普及啓発のための効果的な手法等について、協議、検討していく。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業 廃棄物の適正処理を推進するため、関係情報をウェブサイト上で提供するとともに、より有用な情報の提供について、検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(3) 一斉路上調査 令和4年10月に「産廃スクラム37」と共同して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。</p> <p>(5) 電子マニフェスト普及促進事業 電子マニフェストの普及促進を図るため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する電子マニフェスト導入実務説明会を後援し、マニフェスト制度及び違反事例等について講演した。</p> <p>(6) 廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業 廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進に関する実態調査業務委託契約を締結し、調査を進めた。</p>	<p>(3) 一斉路上調査 一斉路上調査の結果を基に、九都県市域内における産業廃棄物の不適正処理事業者の指導に関する情報交換などを行う。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p> <p>(5) 電子マニフェスト普及促進事業 産業廃棄物の適正処理を推進するため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと連携して、電子マニフェストの普及促進を図る。</p> <p>(6) 廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業 廃プラスチック類の発生から最終処分又はリサイクルまでの一連の流れを確認するとともに、プラスチックの種類ごとの発生量や現状の処理方法・能力等について実態を把握し、九都県市域内における問題点や課題を整理する。</p>

③環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 JICA横浜が企画する令和5年度「青年研修事業／都市環境管理コース」の事業採択に向けたアンケート調査への協力や情報提供を行った。 その概要は、別添4のとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 省エネ・節電キャンペーン 公共施設・学校等でのポスター掲出や省エネ家電買替キャンペーンの実施を通じて、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化対策に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの導入を促進するため、オンラインセミナーの実施やHPを活用した情報発信等で普及啓発を行った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組 国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、国に対し、令和4年5月に要望を行った。 その概要は、別添6のとおりである。</p> <p>エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組 次年度の施策展開に寄与するよう政策情報交換を実施したほか、脱炭素社会の実現に向け、国に対し要望活動を行った。 その概要は、別添6のとおりである。</p>	<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と連携して取組を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 省エネ・節電キャンペーン 国民運動「COOL CHOICE」と連携し、引き続き、省エネ・節電行動を呼びかけ、普及啓発活動を実施する。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの導入を促進するため、引き続きセミナーの実施等、効果的な広報手段により、普及啓発を図る。</p> <p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組 水素エネルギーに関するリーフレットや教育キット等を活用した普及啓発を実施していく。 また、国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、必要に応じて国等への働きかけを行うとともに、引き続き水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行う。</p> <p>エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組 政策情報を共有し各都県市間の施策展開等の参考情報としていく。また、脱炭素社会実現に向け、次年度の国への要望内容について、検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について 概要は、別添7のとおりである。</p> <p>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</p> <p>ア 原因物質の排出削減対策 光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季VOC対策に関する啓発活動を実施した。 また、原因物質の排出削減に関する対策について、業界等への協力依頼を実施した。</p> <p>イ ガソリンペーパー対策 ガソリン小売業の事業者にはチラシを配布し、ガソリンペーパーを回収する機能を有する計量機 (Stage II 対応の計量機) の導入を呼びかけた。</p> <p>(2) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア ディーゼル車対策 粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車の運行規制について、10月を強化月間として位置づけ、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示等の啓発活動を行った。</p> <p>イ 流入車対策 リーフレットや首都圏のトラック協会機関誌等により、運送事業者等に対して、環境により良い自動車の利用を呼びかけた。</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置指定制度 現在、DPF (ディーゼル微粒子除去フィルター) 21社39型式、酸化触媒13社33型式を粒子状物質減少装置として指定している。</p> <p>エ エコドライブの普及 エコドライブ啓発動画を作成し放映した。</p>	<p>2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</p> <p>ア 原因物質の排出削減対策 光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季のVOC対策等の取組を引き続き実施する。 また、九都県市におけるVOC排出インベントリにより排出実態を把握し、効果的な取組の検討を行う。</p> <p>イ ガソリンペーパー対策 今後とも原因物質の排出源対策の一環として、Stage II 対応の計量機の導入を促す啓発活動について継続して実施する。</p> <p>(2) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア ディーゼル車対策 ディーゼル車の運行規制に係る広報活動等の取組を行う。 また、今後のディーゼル規制の在り方について検討を行うため、これまでのディーゼル運行規制の効果検証及び将来予測等を行う。</p> <p>イ 流入車対策 今後も、リーフレット等を活用し、環境により良い自動車の利用を推進する取組を行う。</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置指定制度 装置の販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、今後も、九都県市粒子状物質減少装置指定制度を適切に運用する。 また、路上等での車両検査により把握した装置装着車両情報を引き続き共有する。</p> <p>エ エコドライブの普及 新しい生活様式における効果的な取組を検討、実施する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度 低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図った。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等 指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。</p> <p>ウ 指定低公害車の在り方検討 今後の低公害車指定制度の在り方を決定するにあたり、これまでの制度の総括と電動車を中心とした新たな指定制度案及び指定制度に代わるガイドライン案の作成を行い、今後の指定低公害車の在り方について検討を行った。</p> <p>(4) 国への要望 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対し、令和4年5月に要望を行った。 その概要は、別添8のとおりである。</p> <p>3 東京湾の水質改善について 概要は、別添9のとおりである。</p> <p>(1) 富栄養化対策 国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等132機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査を実施した。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 令和3年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行った。</p>	<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度 着実に低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図る。また、低公害車指定委員会の意見を踏まえ、今後の指定制度のあり方について検討を行う。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等 指定低公害車の普及状況の把握及び効果的な普及啓発を引き続き進める。</p> <p>ウ 指定低公害車の在り方検討 引き続き、今後の低公害車指定制度の在り方について検討を行う。</p> <p>(4) 国への要望 大気環境の状況を踏まえ、大気環境の更なる改善のために、国と意見交換を行いながら、必要な法令等の整備や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き要望を行う。</p> <p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめ、その結果を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載するとともに、底質改善対策の効果の検証及び東京湾再生の取組等への活用を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(3) 水環境の保全に係る普及啓発 各都県市の協力を得ながら普及啓発活動等で使用する写真やイラスト等のデータである素材集を拡充した。また、素材集を都県市民向けのイベント等で活用した。</p> <p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。 その概要は、別添 10 のとおりである。</p> <p>(2) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和 4 年 8 月に要望を行った。 その概要は、別添 11 のとおりである。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。 その概要は、別添 10 のとおりである。</p>	<p>(3) 水環境の保全に係る普及啓発 各都県市の協力の下、作成した素材集を拡充するとともに、都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用する。</p> <p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、引き続き各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。</p> <p>(2) 国への要望 都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。</p>

④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 国への提案活動 首都圏における「地震防災対策」や「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、制度の検証や対策の検討を行い、必要な項目について、国に対し、提案活動を行った。 その内容は、別添 12 及び 13 のとおり。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策 災害時帰宅支援ステーションや災害用伝言ダイヤル等を記載したリーフレット及びハンドブック、啓発用ポスターの配付を行うなど、住民等への啓発活動を実施した。</p> <p>(3) 国民保護制度 国の研究機関や学識経験者が実施する国民保護に関するセミナーに参加するとともに、各都県市の取組や課題等に関する情報共有を行うなど、テロや初動対応等に関する取組を進めた。</p> <p>(4) 防災人材育成 各都県市の職員における防災意識の向上や知識の定着を図るために昨年度実施した防災人災育成に係る研修について、本年以降の実施に向けて検討を進めた。</p> <p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 実動訓練 東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 43 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を令和 4 年 9 月 1 日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施した。</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症対策について 新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p>	<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 国への提案活動 引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、地震防災・危機管理における課題について、国に対し、提案活動を行う。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策 引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、帰宅困難者対策として、リーフレット及びハンドブック等の配付を行い、住民等への普及啓発の取組を進める。</p> <p>(3) 国民保護制度 国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、担当者会議等を通じて危機管理対策に関する研究等を進める。</p> <p>(4) 防災人材育成 各都県市の考えを踏まえ、本年以降の研修実施等の検討を進める。</p> <p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 実動訓練 令和 5 年に「第 44 回九都県市合同防災訓練」を実施する。</p> <p>(2) 図上訓練 令和 5 年 1 月に第 2 回域内応受援訓練を実施するほか、第 12 回図上訓練の実施に向け、検討を行う。</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症対策について 必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行い、九都県市共同の取組みについて検討を行う。</p>

⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 i-Constructionの推進について</p> <p>各都県市におけるICT施工の取組状況や施工事例等を共有するとともに、小規模工事におけるICT施工を試行し、共同見学会を開催した。また、中小企業への普及促進を図る上での課題を整理し、技術支援の継続・拡充等を始めとする国への要望活動を実施した。</p> <p>その内容は、別添14のとおりである。</p> <p>2 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。</p> <p>本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。</p> <p>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p> <p>4 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保について</p> <p>「別室登校(校内支援センター)」や「教育支援センター」等における「個に応じた支援・教員の確保・ICTの活用・場所の確保、整備」を視点に、各都県市の好事例や課題に対する取組について意見交換を実施した。</p> <p>その概要は別添15のとおりである。</p>	<p>1 i-Constructionの推進について</p> <p>本検討会は、第82回九都県市首脳会議への報告及び国への要望活動をもって終了する。</p> <p>今後は、本検討会で検討した成果等をもとに、各都県市での取組みに活かしていく。</p> <p>2 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国や高速道路会社等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。</p> <p>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の追加的対策の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。</p> <p>4 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保について</p> <p>引き続き、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保及び質の向上のため、共同で研究をし、課題の解決に向けた取組について、共有を図っていく。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

東京圏における地域の中核となる
都市の育成整備等に関する要望書

令和4年8月

九都県市首脳会議

茨 城 県

令和4年東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望について

九都県市及び茨城県においては、首都機能を引き続き担う立場から、「展都」と「分権」によって首都圏の再編整備に取り組み、業務核都市における中核的施設の整備による業務機能の集積など、東京都区部への一極集中問題の解決に向け一定の成果を上げてまいりましたが、一部では未だ拠点形成途上の状況も見られます。

一方、少子高齢化や人口減少の進行、AIやIoTなどの先端技術の進展、首都直下地震等の脅威など、業務核都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている中、国土形成計画（全国計画）や首都圏整備計画においては、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備や、地域間のネットワークの形成などを推進することとされており、その実現に向けて国と関係都市が連携して取り組むことが必要です。

このような状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、東京圏における地域の中核となる都市の「拠点性の向上」をより一層図るとともに、広域的な幹線道路及び鉄軌道網の整備などによる業務核都市間の「ネットワークの構築」を着実に推進することで、防災・減災対策の強化や暮らしやすく働きやすい首都圏を実現し、国際的な都市間競争に打ち勝つ世界のモデルとなる東京圏の形成を進め、我が国の牽引役を担うことは、九都県市首脳会議及び茨城県共通の重要課題であります。

つきましては、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について、関係府省と連携の上、所要の措置を講ぜられるよう要望します。

令和4年8月18日

総務大臣 寺田 稔 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市長 山中 竹春

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 神谷 俊一

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 本村 賢太郎

茨城県知事 大井川 和彦

【拠点性の向上に関する要望】

○ 東京圏における地域の中核となる都市の機能集積等について

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」等を踏まえ、中枢中核都市の拠点機能の強化に取り組まれている中、東京圏における地域の中核となる都市においては、一部に未だ拠点形成途上の状況が課題となっている。

これら都市の育成整備等を一層推進するため、中核的施設の支援対象の拡大や、施設整備に係る初期投資や更新投資など、民間事業者を含めた資金上の支援や税制上・財政上の支援措置などの制度拡充を図ること。

また、大都市圏制度の見直しにあたっては、国は意見聴取及び情報提供の機会を設けて、地方の意見を十分に踏まえた上で、地域の中核となる都市の位置づけを明確にし、拠点性の向上及び防災・減災の取組の強化、首都圏の国際競争力強化に向けた業務機能等の集約・促進など、これらをより一層推進するために支援すること。

【ネットワークの構築に関する要望】

○ 広域的な幹線道路及び首都圏の鉄軌道網の早期整備等について

防災・減災の取組の強化及び相互連携・交流の強化による一体的発展を図るため、広域的な幹線道路の整備を推進すること。特に、首都圏三環状道路については、事業化の決定した区間の整備を確実に推進するとともに、調査中の東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）については、全区間の計画の早期具体化を図ること。

また、交通政策審議会の答申において示されている「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現化する鉄軌道網の整備などについて、積極的に支援すること。

**プレジャーボートの不法係留対策及び
安全対策について**

意 見 書

令和4年8月

九 都 県 市 首 脳 会 議

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を
講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

令和4年 8 月 18 日

国土交通大臣 齊藤 鉄 夫 様
農林水産大臣 野村 哲 郎 様

九 都 県 市 首 脳 会 議
座 長

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 山 中 竹 春

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

千 葉 市 長 神 谷 俊 一

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、小型船舶操縦免許新規取得者数は増加傾向にあるが、運航ルールやマナー等の遵守は十分でなく、なかでも、プレジャーボートの利用環境を巡る課題は多様化しています。

東京湾域においては、その課題の一つであるプレジャーボートの放置が依然、多く見られ、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあります。また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は62隻であり、海運、漁業等に対して深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成25年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、令和4年度までの10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としています。

については、この計画を実効性のあるものとし、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と航行安全対策の一層の推進のため、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）
- 5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）
- 6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。(国土交通省)

[説明]

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年116隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は62隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。(国土交通省)

[説明]

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。(国土交通省)

[説明]

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

〔説明〕

プレジャーボート、水上バイクその他の小型船舶の航行安全対策の一層の推進に当たっては、危険な走行の原因をなくすことが重要ですが、危険な走行の原因の多くである酒酔い・酒気帯び操縦への他の河川利用者等からの不安の声が大きく、飲酒が関わる海難は死傷率も高いことから、これらに対する取り締まりの強化が不可欠です。

しかし、自動車を運転する場合とは異なり、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の36第1項の操縦に対する直接的な罰則はありません。

については、航行安全対策の一層の推進のため、酒酔い・酒気帯び操縦に対する罰則規定の創設を求めます。

廃棄物問題検討委員会 事業取組結果

1 減量化・再資源化の促進について

(1) 持続可能な資源利用促進事業

ア 目的

九都県市が、事業者による容器包装やワンウェイプラスチック、食品廃棄物の減量化やリサイクル等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を周知することにより、環境に配慮した行動を選択することを促し、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進していく。

イ 令和4年度の取組

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、宣言事業者と連携したPRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を行い、事業者の取組を効果的に発信するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意見等を事業者に共有することで事業者の取組を支援した。

食品ロスの現状や課題を広く周知するため、食品ロス削減をテーマとした動画の掲出を実施するとともに、食品ロス削減に向けた消費者の具体的な行動転換を図るため、事業者と連携したキャンペーンを行った。

(ア) 「チャレンジ省資源宣言」事業協力事業者内訳

協力事業者：35社（昨年度比 2社減）

内訳：小売・外食事業者 14社

製造事業者 21社

業種	事業者名
小売・外食事業者 (14社)	イオンマーケット株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカドー、株式会社エコス、サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユーコープ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダイエー、株式会社東急ストア、富士シティオ株式会社、株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー
製造事業者 (21社)	アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、味の素AGF株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、玉露園食品工業株式会社、キリンビバレッジ株式会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社、サッポロビール株式会社、サントリーホールディングス株式会社、中央化学株式会社、株式会社ニチレイフーズ、株式会社日清製粉グループ本社、株式会社ファンケル、プリマハム株式会社ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社、

ポスターの掲示、リーフレット配架に協力いただいた小売店：
計 1 2 5 9 店舗（昨年度比 1 1 店舗減）

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	3 6 店舗
イオンリテール株式会社	9 2 店舗
株式会社エコス	1 4 店舗
サミット株式会社	1 1 9 店舗
生活協同組合コープみらい	8 5 店舗
生活協同組合ユーコープ	4 3 店舗
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	2 1 3 店舗
株式会社ダイエー	7 9 店舗
富士シティオ株式会社	5 0 店舗
株式会社東急ストア	7 7 店舗
株式会社マルエツ	3 0 0 店舗
株式会社ヤオコー	1 5 1 店舗

(イ) てまえどりキャンペーン協力事業者内訳
協力事業者：9社 9608店舗（今年度新規）

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	3 6 店舗
相模原市職員生活協同組合	1 店舗
生活協同組合コープみらい	6 9 店舗
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	4 店舗
株式会社ファミリーマート	4 8 5 7 店舗
株式会社ポプラ	1 店舗
ミニストップ株式会社	6 6 0 店舗
山崎製パン株式会社	4 1 0 店舗
株式会社ローソン	3 6 8 5 店舗

(ウ) 活動結果

○プレゼントキャンペーンを通じた普及啓発

リーフレットやウェブサイトからキャンペーンに応募していただく中で、協力事業者の取組を効果的に発信し、消費者の資源利用に係る意識向上を促進するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで、事業者の取組を支援した。

実施期間：令和4年10月1日（土）～11月30日（水）

○公共スペースでの広告

JR京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車の車内まど上へのポスター掲示を行った。

実施期間：令和4年10月3日（月）～10月22日（土）

映画館での本編上映前広告に対応した動画を作成し、九都県市内9劇場にて放映する。

実施期間：令和4年11月11日（金）～11月24日（木）

実施劇場：MOVIXさいたま、ユナイテッドシネマ・わかば、
T・ジョイ蘇我、TOHOシネマズ流山おおたかの森、
TOHOシネマズ新宿、TOHOシネマズ府中、横浜
ブルク13、109シネマズ川崎、MOVIX橋本

○ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信

YouTube True View インストリーム広告を活用し、キャンペーン
広告及び食品ロス削減がテーマの動画を掲出し、周知を行った。

実施期間：令和4年10月1日（土）～10月31日（月）

Instagram インフィード広告及びTwitter プロモツイート広告を
活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。

「より良い社会や地球環境を作りたい」という思いを持った SNS の
発信者（エシカルインフルエンサー）から、本事業の情報発信を行っ
た。

1都3県の大学生のグループ LINE に、本事業の情報を発信し、事
業認知度向上と、キャンペーンサイトへの誘導を図った。

九都県市公式ツイッター及び公式 Instagram にてキャンペーン広報
を行った。

○ポスター掲出による普及啓発

協力店舗や協力事業者のオフィス、その他域内の公共施設等にお
いてポスターを掲出し、当該事業の普及啓発を実施した。

実施期間：通年（自治体・施設により、掲出期間が異なります。）

（2）ウェブサイト等管理運営事業

ア 目的

分かりやすく効果的に九都県市域内の廃棄物関連の情報の発信をす
ること、域内住民の環境行動の契機となるよう、訴求力のある広報を
目指した検討、ウェブサイトの運用及び情報の共有を行う。

イ 令和4年度の取組

エコ・コラムの継続や Twitter、Instagram による情報発信など、訪
問者にとってより分かりやすく、親しみやすい情報発信や、訴求力
の向上を念頭にウェブサイトの管理運営を実施した。

（3）リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小
型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等の
制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経
済産業省及び環境省）に対して要望することとした。

要望日：令和4年11～12月予定

2 適正処理の促進について

(1) 廃棄物の適正処理啓発事業

ア 目的

廃棄物の広域的な課題解決に向け、九都県市間での連携を活かし、適正処理を促進するための普及啓発に係る取組等を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理促進及び小型充電式電池の適正処理を図るため、事業者等に対する普及啓発に係る取組を実施する。

イ 令和4年度の取組

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の期限内処理の促進に向け、広告媒体を作成し、ウェブ上で効果的な広報を実施した。また、小型充電式電池が原因と疑われる火災や事故が発生していることから、小型充電式電池の適正処理についても広告媒体を作成し、ウェブ上で効果的な周知啓発を実施した。

(2) 適正処理促進情報提供事業

ア 目的

廃棄物の適正処理を推進するため、適正処理に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、廃棄物処理法等を事業者に対して周知を図る。

イ 令和4年度の取組

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ウェブサイトのうちPCB廃棄物に係るウェブページを更新した。

(3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象とした、積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	令和4年10月7日（金）	令和4年10月12日（水）
実施場所	関越自動車道 新座料金所 首都高速道路5号池袋線 志村料金所 東名高速道路 横浜町田 インターチェンジ	東関東自動車道 宮野木 料金所

※悪天候により、10月7日（金）に予定していた3か所の調査を中止した。

(4) 廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（環境省及び国土交通省）に対して要望することとした。

要望日：令和4年11月～12月予定

(5) 電子マニフェスト普及促進事業

ア 目的

産業廃棄物の適正処理を推進するため、電子マニフェストの運営事業者である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと連携して普及促進を図る。

イ 令和4年度の実施

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する電子マニフェスト導入実務説明会を後援し、マニフェスト制度及び違反事例等について講演した。

実施日	① 令和4年8月5日（金） ② 令和4年9月16日（金） ③ 令和4年10月6日（木） ④ 令和4年11月4日（金）（予定）
講演名	マニフェスト制度と違反に関する罰則について

(6) 廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業

ア 目的

廃プラスチック類の発生から最終処分又はリサイクルまでの一連の流れを確認するとともに、プラスチックの種類・性状ごとの発生量や現状の処理方法・能力等について実態を把握し、九都県市域内における問題点や課題を整理する。

イ 令和4年度の実施

九都県市域内における問題点や課題を整理するため、廃プラスチック類の最終処分量削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進に係る実態調査業務委託を実施し、調査を進めた。

環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

環境分野における国際協力

1 目的

平成20年の首都圏連合フォーラム環境行動宣言に基づくアジアやアフリカ諸国等に対する環境分野における国際協力・途上国支援の取組として、JICA横浜が企画する途上国の将来を担う青年層を対象とした研修事業に参画し、各自治体の先進的な環境関連事業や具体的な施設の紹介等を通じて、研修対象国の今後の国づくりにおける環境分野をはじめとした課題解決や取組の推進に資する知識や意識の向上を図る。

2 主な取組と実施時期

JICA横浜と九都県市が共同で実施してきた「青年研修事業／都市環境管理コース」（以下、研修事業という）の実施がJICA側の事情により見送られたことを受け、令和4年度研修事業の代替事業の実施の可能性について、幹事会WGで検討を行った。

JICA横浜は、令和5年度以降も継続して九都県市と共同で研修事業を実施していく意向があるため、JICA横浜における令和5年度研修事業の企画作業に対して、九都県市として協力・情報提供を行った。

(1) 国際協力・途上国支援事業に係る検討

幹事会WGを以下のとおり開催し、令和4年度の代替事業の実施について検討した結果、JICA横浜が令和5年度研修事業の採択に向けて注力できるよう、代替事業の実施は見送り、九都県市は事業採択に向けて協力することとした。

- 令和4年2月3日 第1回幹事会WG
- 令和4年3月4日 第2回幹事会WG
- 令和4年4月5日 第3回幹事会WG
- 令和4年5月10日 幹事会WG（臨時会）
- 令和4年5月27日 第4回幹事会WG

(2) JICA横浜への協力等

JICA横浜からの要請に応じ、令和5年度研修事業の採択に向け、以下のとおりアンケート調査への協力や情報提供を行った。

- 令和4年2月から5月 JICA横浜と企画案作成に係る情報交換
- 令和4年4月21日 JICA横浜と打ち合わせ（ZOOM）
- 令和4年5月27日 アンケート調査へ協力・情報提供（6月6日回答）
- 令和4年7月7日 JICA横浜に企画案の進捗状況の確認

地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

省エネ・節電キャンペーン

1 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示し、住民、事業者が省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンの実施
 - 令和3年5月1日（土曜日）から令和4年4月30日（土曜日）まで（通年実施）
 - 令和4年5月1日（日曜日）から令和5年4月30日（日曜日）まで（通年実施）
- (2) ホームページを活用した情報提供
 - (<http://www.tokenshi-kankyo.jp/global-w.html>)
 - 令和3年5月1日（土曜日）から令和4年4月30日（土曜日）まで（通年実施）
 - 令和4年5月1日（日曜日）から令和5年4月30日（日曜日）まで（通年実施）
- (3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン
 - 令和3年10月1日（金曜日）から令和3年12月31日（金曜日）まで
 - 令和4年10月1日（土曜日）から令和4年12月31日（土曜日）まで

3 事業内容

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン
 - ア 各都県市における率先行動、クールビズ・ウォームビズの実施
 - (ア) クールビズ
 - 令和4年5月1日（日曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで
 - (イ) ウォームビズ
 - 令和3年12月1日（水曜日）から令和4年3月31日（木曜日）まで
 - イ 取組内容
 - (ア) 企業、団体等への取組要請
 - (イ) ポスターの作成、配布、掲出による普及啓発
 - ポスターの掲出により、住民、事業者に省エネ・節電及び地球温暖化対策に向けた取組への協力を呼びかけ。
 - a 作成物、作成枚数：A2判ポスター
 - 令和3年度 12,500枚、令和4年度 8,500枚
 - b 配 布 先：各都県市内の公共施設、小・中学校等
- (2) ウェブサイトを活用した情報提供
 - 省エネ・節電及び地球温暖化対策に係る普及啓発活動、各都県市及び関係機関の省エネ・節電に関する情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報等を掲載し、住民や事業者等への啓発を行った。
- (3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン
 - 家庭での電気使用量が多いエアコン、電気冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発することで、民生家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目的とし、九都県市省エネ家電買替キャンペーンを実施することとした。
 - ア 期間
 - 令和3年10月1日（金曜日）から令和3年12月31日（金曜日）まで
 - 令和4年10月1日（土曜日）から令和4年12月31日（土曜日）まで



キャンペーンポスター

イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で使用しているエアコン、電気冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者

ウ 対象製品

【令和3年度】

- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ基準達成率が114%以上のエアコン（4つ星以上）
- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ基準達成率が86%以上の電気冷蔵庫

【令和4年度】

- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が4つ星以上のエアコン
- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上（多段階評価点3.0以上）の電気冷蔵庫

再生可能エネルギーの導入促進

1 目的

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、九都県市が連携し効果的な事業を実施することで、更なる普及啓発を図ることを目的とする。

なお、「太陽エネルギーの更なる普及促進」については、九都県市共通の課題であり、今後も連携して取り組む必要があることから、引き続き事業内容に反映していくこととする。

2 主な取組と実施時期

- (1) 再生可能エネルギー活用セミナー（サステナブルエネルギーセミナー）の開催
令和4年7月30日（土曜日）※埼玉県の主催による
- (2) みんなで一緒に自然の電気キャンペーン
令和3年10月22日（金曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで
- (3) ホームページの作成
適宜実施

3 事業内容

- (1) サステナブルエネルギーセミナーの開催
再生可能エネルギー及び水素エネルギーの活用については、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に加え、特に東日本大震災以降は、自立・分散型エネルギーを確保する観点からも注目されているところである。
このような状況を踏まえ、九都県市域内の再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入を促進するため、セミナーを実施した。なお、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、オンラインでの配信とした。
- (2) みんなで一緒に自然の電気キャンペーン
再生可能エネルギー電力を選択できる機会を提供することにより、九都県市内の住民の再生可能エネルギー電力の認知度を向上させ関心を高めることで、再生可能エネルギーの利用を促す事業を実施した。なお、令和4年度のキャンペーンについては、昨今の電力調達コスト増加に伴い、今後の状況を見ながら実施時期等について検討していく。
- (3) ホームページの作成
適宜実施

首都圏における水素社会の実現に向けた取組

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しない「クリーンエネルギー」であることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、講演会、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 国等への要望
令和4年5月
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施
検討中

3 事業内容

- (1) 国への要望
令和4年5月25日（水曜日）に経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して要望を行った。
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との意見交換会
検討中

温暖化対策に係る調査・研究等の取組

1 目的

効果的な地球温暖化対策の手法等を九都県市及び各都県市内の市区町村職員間で情報共有を図り、各都県市での取組を促進する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 政策情報交換の実施
令和4年6月14日（火曜日）14時30分から16時00分まで
- (2) 九都県市共同要望の実施
令和4年5月25日（水）

3 事業内容

- (1) 政策情報交換の実施
当年度、次年度の各自治体での施策展開に寄与するよう情報交換希望事項を各自治体から募り、詳細な政策情報の共有会を実施した。また、形式的な情報交換ではなく、事前に情報交換希望事項を調査し、当該取組の担当者が参加する実質的な情報交換会・政策勉強会とした。
- (2) 九都県市共同要望の実施
地域のエネルギー利用実態等を把握できる制度の構築や、水素エネルギーの普及拡大に向けた各取組の加速など、脱炭素社会実現に向けた取組の推進について、国に対して要望を実施した。

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- 1 地方自治体が域内の効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、地域のエネルギー利用実態並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等を速やかに把握できる具体的な制度を早急に構築すること。
- 2 次世代エネルギーとして期待される水素エネルギーの普及拡大に向けて、水素を安価に供給できるよう、水素のコストダウンを図る方策を推進すること。併せて、水素ステーションの整備を着実に推進するため、水素ステーションの設置・運営に係る財政支援を継続的に行うとともに、規制緩和を推進すること。また、燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進及び燃料電池の用途拡大・技術開発のための財政支援などの具体的な施策を着実に進めること。

■ 要望の理由・背景

- 地方自治体による温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握し、地域の特性・実情に合わせた効果的な施策の立案及び評価等を行う必要がある。各地方自治体は、これまでエネルギー供給事業者へ協力を依頼し、データの収集等を行ってきたが、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっており、また都道府県別のエネルギーデータからの推計では精度面の問題もある。

他方、国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、段階的な運用を目指すこととしている。このため、国が地方自治体に行うこととしているデータ提供に関する仕組みの速やかな構築を求めるとともに、当該データの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう主体別の消費量や系統電力の電源構成等の内容が含まれることを求める。

- 再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化

対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされた。進捗管理や効果検証には導入量、設備容量及び発電量等の情報が必要となるが、現在、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。このため、上記で国が地方自治体に提供を行うとしているデータの中に、区域内における再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等を含めることを求める。

- 水素エネルギーの普及に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発など多くの課題があり、官民一体となった課題解決が求められている。令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、国主導によるサプライチェーンの構築や、発電・製鉄等の産業利用に向けた各取組を一層加速させることが必要である。
- 水素社会の実現に向けた課題の一つとして、水素の価格が既存化石燃料より高いことが挙げられる。水素の低コスト化を図るため、再生可能エネルギーによる水素製造技術の確立や、効率的な水素の貯蔵・運搬を行うことができる水素キャリアの開発等に対して、財政支援を求める。
- 「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成31年3月）」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025年度までに320箇所）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。また、障壁の高さや構造に係る技術基準の見直しなど、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」に新たに定められた項目について、早期に規制緩和を実現することを求める。

なお、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置が例示基準へ追加されているが、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めることを求める。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について見直しを実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めることを求める。

- 燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、ガソリンスタンドと比較して、水素ステーションの設置箇所数が不足していること、営業日数・時間が短く、インフラ環境が十分でないことが挙げられる。燃料電池自動車の更

なる普及は、脱炭素社会の実現や災害時のレジリエンス強化に向けた広域的な共通課題である。

- 多くの水素を利用し、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠である。そのため、大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による財政支援を継続的に行うことを求める。
- 燃料電池車両の普及促進に向けては、多くのユーザーのニーズに応えられるよう、燃料電池自動車や、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラックをはじめとする産業用車両の用途拡大及び車種の多様化を図るとともに、その他燃料電池技術を活用した新たな製品を開発するメーカー等への支援を求める。また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ることを求める。

令和4年5月25日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様
国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫 様
環境大臣 山 口 壯 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

大気保全専門部会 事業取組結果

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

1 目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行う。

2 主な取組

(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策

2019年4月から、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策について、九都県市で連携して取り組んでいる。

＜「夏季のVOC対策」の重点実施＞

6月から9月までの間を「夏季のVOC対策」重点実施期間と設定し、本対策の必要性や原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に向けた九都県市の取組について、あおぞらネットワークホームページへの掲載や九都県市共通リーフレットの配布等の啓発活動によって、VOCの排出削減を呼びかけた。

また、光化学スモッグの低減を目的に、事業者及び業界団体へVOC排出削減の推進について協力依頼を実施した。



「夏季VOC対策」報道発表



資料VOC排出削減リーフレット

(2) 自動車排出ガス対策

ア ディーゼル車対策

自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成15年10月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である10月を強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示、首都圏の運送事業者機関誌に記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等の配布などにより啓発した。



イ エコドライブの普及

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出を削減するため、新しい生活様式に合わせて、動画による啓発活動を行った。

令和3年度に作成した動画は、構成自治体の研修での活用、ホームページへの公開に加え、協力企業の社内掲示板に掲載した。また、平成30年度に作成した動画は、免許センターや駅前大型映像装置等での放映を行った。



令和3年度作成動画



平成30年度作成動画

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に0%台と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。PM2.5については、大気環境中の濃度は低減しているものの、安定的な環境基準の達成には至っていない地域もある。加えて、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

国は、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針に係る総量削減期間の期限が2020年度末に到来したが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下NO_xという。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

については、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法の導入及びディーゼル重量車の実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和4年5月26日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様
国土交通大臣 斉 藤 鉄 夫 様
環 境 大 臣 山 口 壯 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

水質改善専門部会 事業取組結果

東京湾の水質改善について

1 目的

東京湾の水質改善のため、九都県市の水質保全部局、下水道部局及び港湾部局の連携により、下水道整備等の富栄養化対策について調査・検討等を行う。

2 主な取組と実施時期

- (1) 東京湾環境一斉調査
令和4年7月から9月まで
(水質調査の基準日は、令和4年8月3日(水曜日))(予備日は8月10日(水曜日))
- (2) 東京湾底質調査
通年
- (3) 水環境の保全に係る普及啓発
通年

3 事業内容

- (1) 東京湾環境一斉調査
国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 132 機関・団体（令和4年7月28日時点）が連携し、東京湾環境一斉調査を実施する。
- (2) 東京湾底質調査
令和3年度に実施した東京湾底質調査結果を取りまとめ、結果の検証を行うとともに、取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する。
- (3) 水環境に係る啓発普及
各都県市が実施する啓発事業において、パネルや啓発資料に活用するための素材集を拡充する。

4 成果

- (1) 東京湾環境一斉調査
 - ア 調査日
令和4年8月3日(水曜日)(予備日は8月10日(水曜日))を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域(河川等)において水質調査を実施した。
 - イ 参加機関
国、大学、企業等 計 132 機関・団体
 - ウ 調査項目
海域：水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度
陸域(河川等)：水温、流量、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、透視度
 - エ 調査結果
例年、調査結果に基づき、東京湾の溶存酸素量(DO)等の水平分布図を表層、中層、底層ごとに作成している。代表的な河川では、河口からの距離に応じて流量等を示した分布図を作成している。
調査結果は、東京湾再生推進会議ウェブサイトの東京湾環境一斉調査のページにおいて公表している。今年度も同様の取りまとめ及び公表を行う予定である。

(2) 東京湾底質調査

令和3年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめをおこなった。取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する予定である。

(3) 水環境の保全に係る普及啓発

各都県市の協力を得ながら素材集を拡充した。素材集を都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用した。

緑化政策専門部会 事業取組結果

調査・検討

1 目的

各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。

2 実施内容

各都県市の施策・事業紹介

・各都県市で取り組んでいる施策・事業について質疑・意見交換(部会・WG合同会議)。

国への要望

1 目的

社会情勢の変化や各都県市の実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、国に対する要望を行う。

2 実施内容

令和4年度も引き続き国への要望を実施(令和4年8月24日(水曜日))。内容については、各都県市の意向を確認し、要望事項の絞り込みと要望内容の検討を行った。

普及啓発

1 目的

各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

2 実施内容

(1) ホームページの運営

ホームページに掲載している各都県市の緑化政策関係資料やみどりのイベント情報等の更新を行った。

(2) 普及啓発品の作成

広く都県市民の緑地保全の意識醸成を目的として、各都県市の緑化イベント等で配布しやすい普及啓発品として「森の動物・昆虫の消しゴム」を作成し、各都県市のイベント等で活用した。

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和4年 8月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和4年8月24日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれます。そのほか、豪雨における洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保など、多様な機能を有しております。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。

さらに、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されております。

このことから、引き続き必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財務大臣 鈴木俊一様
農林水産大臣 野村哲郎様
国土交通大臣 斉藤鉄夫様
環境大臣 西村明宏様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 緑地や公園の用地取得・整備及び維持管理への財政支援策の拡充

地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の維持管理に対する財政支援制度を新たに構築していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 物納された緑地を無償または減額貸付する制度の構築

物納された緑地のうち、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに構築していただきたい。

6 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置の支援拡充を実施していただきたい。

7 グリーンインフラとしての公園緑地が有する自然環境上の存在効果の定量化

雨水の流出抑制や雨水浸透等、公園緑地等の有する自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置を延長していただきたい。

(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げるとは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらす、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に至っては、補助制度すらなく、地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考え要望するものである。

- 4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土

地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

5 相続税の物納地は無償又は減額貸付制度の対象外であるため、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

6 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。また、生産緑地地区の多くが令和4年度に指定後30年を迎えるため、特定生産緑地としての存続に向け、その移行に取り組んでいるところではあるが、所有者の意思により特定生産緑地に指定されない生産緑地が一定数生じている。そのため、買取り申出がされる生産緑地地区は今後も止むを得ず増加することが想定される。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

7 令和3年4月に流域治水関連法が成立し、雨水貯留浸透機能を有する緑地が特別緑地保全地区として指定できるようになった。

このようなことから、関係者がグリーンインフラの概念について理解を深め、その取り組みに関心を持つためには、グリーンインフラの有する自然環境上の機能を明らかにすることが有用である。よって公園緑地等の有する自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

8 新型コロナ危機を経て、都市部における緑とオープンスペースに対するニーズが高まる一方で、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは限界があり、都市公園等の面積が不足している地域は未だに多い。

そこで、市民緑地認定制度にて設置した民間の公開緑地の整備は、都市公園等の機能の補完につながることから、認定市民緑地に係る税制特例の延長を要望するものである。

以上について要望するものである。

提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

令和 4 年 7 月

九都県市首脳会議

令和4年7月

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

平成 28 年熊本地震では、被災者生活再建支援の体制強化の必要性など、全国的に共通する防災対策の課題が浮き彫りとなった。我が国の総人口の約 3 割が集中する首都圏において大規模地震が発生した場合は、熊本地震を超える混乱が予想されることから、この教訓をもとに、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

さらに、自然災害と感染症対策の両立も必要となっている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

記

1 帰宅困難者対策を推進するため、下記の事項に取り組むこと。

(1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。

(2) 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。

① 法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

② 受入れた帰宅困難者のための 3 日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。なお、その際は、要件を緩和するなど事業者にとって利用しやすい制度となるよう配慮すること。

③ 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。

④ 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこ

と。

(3) 帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。

(4) 帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

2 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

(1) 自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。

(2) 罹災証明書は、概ね 1 か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、発行業務の実態を踏まえた、自己判定方式等のより簡易な判定方法を整理すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表など調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。

(3) マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった、住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。

(4) 罹災証明書の発行手続きの負担を軽減するため、民間保険会社による保険適用において罹災証明書が不要であることの確認および周知徹底すること。

(5) 被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。

(6) 内閣府は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行をはじめとした被災者支援手続を迅速に行うためのシステムとして、J-LIS の「クラウド型被災者支援システム」の導入を

全国的に推奨しているが、提示されている料金体系では、人口の多い指定都市等での導入やデータ連携が困難であるため、全国の自治体が容易に利用できるよう、料金体系の見直し又は財政支援を行うこと。

3 高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

4 現在、内閣府が主導で推進している「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の一環で、国全体で被災状況認識を統一し、的確な災害対応を行うことを目的とした「府省庁連携防災情報共有システム」の運用が行われているところである。

本システムは、各府省庁、関係機関、自治体などが運用する災害関連情報システム間を連結し、情報を多対多で相互に共有して、統合的な利活用を実現する中核的役割を果たすこととされている。

本システムの運用に当たっては、主に情報の入力主体となる地方自治体に対して業務負荷が増加しないよう、且つ、災害情報の共有については、近隣自治体同士の災害対応業務に効果的に活用できるよう配慮し、現場の実態を十分踏まえたものとする。

5 富士山等の大規模噴火に備えるため、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の除去・処分方法について、明確な指針を示すこと。なお、指針の作成にあたっては、自治体や関係機関等の意見も尊重すること。また、降灰による交通機関、ライフライン施設等の都市基盤への影響に対する、具体的な対策を示すこと。

6 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都県市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川、利根川及び多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取り組むこと。

(1) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と自治体の責任と役割分担を明らかにすること。また、検討にあたっては、自治体

の意見を十分取り入れること。

- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、国は強いリーダーシップで迅速に指示を出し対策を推進すること。
- (4) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (5) 荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダムの貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。
- (6) 荒川や利根川、多摩川などの大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合に広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。
- (7) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を中長期的な見通しに立って事業を進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

7 首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国が発表した首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の

調査・研究を進めること。

(4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。

(5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都縣市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。

(6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。

(7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

8 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、以下の対策に取り組むこと。

(1) 国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。

(2) 応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点 SS 等に対して継続的に燃料供給を行うこと。

(3) 災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

9 ヘリサインの整備を促進するため、下記の事項に取り組むこと。

(1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、自治体、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。

(2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

10 緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため下記の取組を早急に行うこと。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
 - (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。
- 11 災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図ること。

提 案 書

(国民保護の推進)

令和 4 年 7 月

九都県市首脳会議

令和4年7月

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

首都圏における国民保護の推進について

ロシアによるウクライナへの侵攻や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、国際情勢が緊迫化するなか、武力攻撃事態やテロの脅威は我が国にとっても例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約3割が集中していることや、新型コロナウイルス感染症の収束後には、再び世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

- 1 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポンド（初動対応者）としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

- 2 国民保護法第148条により、都道府県知事が、国民保護法施行令第35条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施設管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関などに働きかけを行うこと。

- 3 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に

関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。

- (1) 住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。
- (2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針に新たに加えた点を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。

4 国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。

- (1) 武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。

また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、武力攻撃等の類型ごとの基本的な被害想定、事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。

- (2) 専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体を実施している研修会の費用負担等の支援を行うこと。

5 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

- (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。
- (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

6 あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。

- (1) 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形

態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。

- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報の実施及びシステム改善等を図ること。

i-Constructionに関する検討会
取組結果の概要

1 課題・背景

建設業界では、今後、建設労働者が減少する中で、公共インフラの品質確保と機能維持を図っていくためには、一層の生産性向上に取り組んでいく必要がある。

情報通信技術を活用したICT施工は生産性向上を実現するものであるが、中小企業にとっては課題も多く、活用が進んでいない。

九都県市は、発注する工事の規模や施工条件等において共通点も多く、地方自治体の工事を担う中小企業にICT施工を浸透させていくためには、九都県市が協同して情報の共有や技術面での協力を行っていくことが重要である。

2 検討経過

(1) 第1回検討会（書面開催）【令和4年3月】

各都県市の取組状況や課題について、令和4年1月に実施したアンケート調査の結果を共有した。また、アンケート調査の結果を踏まえ、中小企業へのICT施工の普及促進に向けた、具体的な取組を決定した。

<本検討会の具体的な取組>

- (ア) 情報共有:各都県市の取組状況、施工事例、施工者へのアンケート結果の共有
- (イ) 体制整備:国に準じた基準類の策定、インセンティブ措置の導入
- (ウ) 技術協力:小規模工事におけるICT施工の試行、共同見学会の開催
- (エ) 国への要望:ICT施工の普及促進に向けた課題に関する国への要望

(2) 第2回検討会（web開催）【令和4年7月】:「具体的な取組（ア）（イ）」

各都県市の取組状況や具体的な施工事例、施工者へのアンケート調査結果（実施できない理由や発注者への要望等）を共有した。また、施工要領や積算基準の策定、企業へのインセンティブ措置といった「体制整備」の実施状況についても併せて共有し、今後の取組み推進に向けた共通認識を醸成した。



図 検討会資料の例（左：取組状況 右:ICT施工の導入ポイント）

(3) 小規模工事におけるICT施工の試行(令和4年10月):「具体的な取組(ウ)」

埼玉県内で施工中の工事を対象に、小規模工事におけるICT施工を試行し、共同見学会を開催した。3次元設計データを作成することで、位置出しのための丁張設置の作業がなくなるとともに、出来形計測の省人化が図られ、多様な効果があることを確認することができた。



図 小規模現場における試行状況 (ICT測機による省力化)

(4) 国への要望活動(令和4年10月):「具体的な取組(エ)」

第1回及び第2回検討会を通じて、中小企業へのICT施工の普及促進に向けて、自治体レベルでは対応が難しい課題を整理し、国への要望書を取りまとめた。

- ① ICT建機や測量機器等の導入のための助成制度の継続
- ② 受発注者向けの技術支援の継続・拡充
- ③ 基準・要領等に関する要望

3 検討会の成果

本検討会を通じて、各都県市のICT施工に関する取組状況や先進的な施工事例等の情報を共有するとともに、本検討会を契機として、国に準じた基準類の策定とインセンティブ措置の導入を検討することとした。これにより、今後の取組みの推進に向けた共通認識を醸成することができた。

また、小規模工事におけるICT施工の試行を実施し、施工時間の短縮、省人化の効果を確認することができたため、今後、各都県市が中小企業へのICT施工の普及促進を図る上での知見が得られた。

さらに、施工者の具体的な声や各都県市が抱える課題を整理し、自治体レベルでは対応が難しい課題について、国への要望書を取りまとめ、要望活動を行った。

4 今後の取組予定

本検討会は、第82回九都県市首脳会議への報告及び国への要望活動をもって終了することとした。今後は、本検討会で検討した成果等をもとに、各都県市での取組みに生かしていく。なお、検討会終了後も、引き続き、小規模工事におけるICT施工の実施状況を始め、得られた知見や課題等を適宜共有していくこととした。

I C T 施工の普及促進に係る地域建設業
及び自治体支援の継続・拡充に関する
要望書

令和4年10月

九都県市首脳会議

I C T施工の普及促進に係る地域建設業及び自治体支援の継続・拡充に関する要望書

令和4年10月20日

経済産業大臣 西村 康稔様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫様
デジタル大臣 河野 太郎様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市長 山中 竹春

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 神谷 俊一

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 本村 賢太郎



I C T施工の普及促進に係る地域建設業及び自治体支援の継続・拡充について

建設業界では、長年に及ぶ建設投資の減少等を背景として、若年者の入職が減少するとともに、近い将来、建設労働者の高齢化による大量離職が見込まれています。今後、建設労働者が減少する中で、公共インフラの品質確保と適正な機能維持を図っていくためには、より一層の生産性向上に取り組んでいく必要があります。

こうした中で、令和元年6月に品確法が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられました。情報通信技術を活用したI C T施工は、効率的に高精度な施工を実現するものであり、生産性の向上による省人化等のメリットが期待できます。しかし、地域経済の基盤をなしている中小企業からは、導入の費用や技術習得等が課題となり、活用を躊躇するという声も聞かれます。

本首脳会議では、工事規模や施工条件に共通点が多い九都県市が、中小企業へのI C T施工の普及促進に向けて、協働で取組みを推進して参りました。その結果、I C T施工の普及促進を図る上で、自治体レベルでは対応が難しい課題が明らかになったことから、次に示す支援を要望します。

1 ICT建機や測量機器等の導入のための助成制度の継続

- ・ 中小企業へのICT施工の普及促進にあたっては、高額なICT建機や測量機器等の導入費用が課題となっていることから、当面の間、助成制度を継続すること。

(説明)

九都県市における各自治体では、平成28年頃より、ICT施工の実施要領を定め、順次、適用可能な工種や規模を拡大しているところである。ICT施工の実施件数は、各自治体によってばらつきはあるが、ほとんどの自治体が、年間数件から数十件であり、令和3年度の受注者希望型での実施率は、平均で27.5%と3割に満たない状況となっている。また、埼玉県が調査した、ICT施工を経験したことがある企業の受注者ランク別の割合では、@ランクで約50%、Aランクで約20%、Bランクでは約3%となっており、未だ多くの企業がICT施工を一度も経験していない状況である。

各自治体が受注者へ実施したアンケートでは、ICT施工を実施しない理由として、多くの受注者から「高額なICT建機や測量機器、3Dデータを扱うための高性能PCやソフト等の導入費用」が課題として挙げられている。

ICT施工の普及により、将来的には、ICT建機や測量機器等のコスト高が改善していくものと考えるが、普及が進むまでの当面の間、ICT建機や測量機器等の調達にあたっての助成制度の継続を要望する。

2 受発注者向けの技術支援の継続・拡充

- ・ 地域建設業及び自治体の現状に鑑み、当面の間、技術支援を継続すること。

(説明)

自治体の建設工事を担っているのは、ほとんどが地域の中小企業であり、また、建設労働者の高齢化も進んでいるため、ICT施工の実施に必要な知識の習得が進んでいない。また、ICT施工の普及促進には、発注者の人材確保・育成も不可欠である。

近年、国土交通省より、ICT施工に関わる様々な技術支援が展開されている。中でも、関東地方整備局のICTアドバイザー制度や、国土交通本省が実施している自治体ICT施工技術者育成支援等の取組みは、専門家からのアドバイスやコーディネートにより、ICT施工の『はじめの一歩』を踏み出す、効果的な技術支援として認識され始めている。本首脳会議の取組みにおいても、専門家のコーディネートを通じて、小規模工事におけるICT施工の現場検証を行い、一定の効果を確認したところである。

ICT施工を地域の中小企業へ着実に普及させていくため、地域建設業及び自治体の現状に鑑み、当面の間、技術支援の継続を要望する。

3 基準・要領等に関する要望

- ・ 自治体が発注する工事で適用可能な工種や規模を順次拡大すること。
- ・ 見積徴取が必要な項目について、標準歩掛を設定すること。

(説明)

○適用可能な工種や規模の拡大について

九都県市における各自治体では、国土交通省が公表している、ICT施工の実施要領や積算要領を準用して基準類を策定している。都市部では小規模な工事が多いため、適用が難しい工事もあったが、令和4年4月には、土工量1,000 m³未満の土工や床堀工、同年7月には、小規模土工を対象に含む実施要領が新たに策定され、自治体が発注する工事においても活用の幅が広がったところである。

本首脳会議の取組みを通じて、小規模工事におけるICT施工の効果を確認したところであり、今後も引き続き、自治体が発注する工事で効果が見込まれる工種や規模の拡大を要望する。

○標準歩掛の設定について

九都県市における各自治体において、現在、ICT施工を実施する場合は積算要領に従って、標準歩掛が設定されていない項目（3D起工測量、3D設計データ作成等）については、見積を徴取して設計変更を行っている。しかし、金額の妥当性の判断が難しいため、発注者がICT施工を躊躇する一因ともなっている。

このため、ICT施工を実施する上で、見積の徴取が必要な項目について標準歩掛の設定を要望する。

不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保に関する検討会 検討状況の概要

1 課題・背景

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和2年度の全国の不登校児童生徒数は過去最多となっており、増加傾向にある。文部科学省においては「不登校に関する調査研究協力者会議」で、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する検討がなされている。

九都県市においては、これらの国の動向を踏まえつつ、各自治体の現状や課題、好事例の共有等を行い、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保に向けた方策を検討していく必要がある。

2 これまでの取組について

令和4年4月20日の第81回九都県市首脳会議において、各都県市における取組の状況や課題、好事例の共有等を行い、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保のため、九都県市が共同で研究し、課題解決に向けて取り組むことを合意し、首都圏連合協議会で検討することとされ、当検討会を設置した。

(1) 事前調査（令和4年6月）

- ・第1回検討会に向けた各都県市における不登校児童生徒の状況や取組の現状や課題の調査を行った。

(2) 第1回検討会（令和4年7月29日）

- ・九都県市が多様な学習機会の確保について共同で研究し、課題解決に向けて取り組むことを確認した。
- ・事前調査の結果報告と各都県市の取組事例の共有を行った。

(3) 第2回検討会に向けての調査（令和4年8月）

- ・第2回検討会に向けた各都県市における別室登校（校内教育支援センター）と教育支援センターの取組や成果、課題の調査を行った。

(4) 第2回検討会（令和4年9月1日）

- ・第2回検討会に向けての調査結果をもとに、別室登校（校内教育支援センター）と教育支援センターの2事業における「個に応じた支援・教員の確保・ICTの活用・場所の確保、整備」を視点を、課題解決や更なる施策推進に向けて、各都県市の好事例や先進的な取組について共有を図った。
- ・10月の中間報告案についての確認を行った。
- ・今後の取組の方向性について協議を行った。

3 今後の取組予定

不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保及び質の向上のため、九都県市が共同で研究するとともに、国への要望活動など、課題の解決を図るための取組を行っていく。